

滋賀県議会議員一般選挙

投票日は 4月9日(日) です

投票

4月9日(日) 7時～20時

※ただし、第1～第6投票所は、18時までです。

開票

同日 21時20分～

場所:市民体育館(長岡3127)

- ▼投票できる人 次の要件に該当し、米原市の選挙人名簿に登録されている人
- ・令和4年12月30日以前に転入届がなされ、引き続き3カ月以上米原市に住んでいる人
 - ・平成17年4月10日以前に生まれた人(投票日において、満18歳以上の人)

▼住所を異動した人の投票

	届出日	滋賀県議会議員一般選挙
滋賀県外から 転入	令和4年 12月30日以前	米原市での投票となります。
	令和4年 12月31日以後	投票できません。
滋賀県内の 他の市町から 転入	令和4年 12月30日以前	米原市での投票となります。
	令和4年 12月31日以後	前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地での投票となります。米原市で投票される場合は、不在者投票*となります。

※不在者投票をされる場合は、前住所地の選挙管理委員会に事前に請求し、交付された投票用紙などが必要です。

＼「投票所入場券」をご持参ください /

- ・投票する際は、自宅に郵送される「投票所入場券」を持ち、記載されている投票所で投票してください。
- ・入場券は、一つの封筒に家族の有権者全員分*を同封していますので、本人のものかをよく確認の上、ご持参ください。
※有権者が7人以上の世帯は、2通に分けています。
- ・入場券を忘れたときは、投票所受付でその旨を申し出てください。選挙人名簿に登録されている人は投票することができます。

入場券は本人のものかご確認をお願いします。



＼新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください /

■投票所における対策

- ・投票管理者や投票事務従事者などはマスク着用の徹底
- ・アルコール消毒液の設置
- ・投票用紙記載台、鉛筆の定期的な消毒
- ・定期的な換気

選挙人の皆さんへのお願い

- ・投票前の手指の消毒をお願いします。
- ・期日前投票所を利用する、当日投票所では混み合う時間を避けるなどのご協力をお願いします。
※期日前投票所は、最終日にかけて混雑する傾向にあります。
※当日投票所は、午前中が混雑する傾向にあります。

期日前投票

本庁舎

4月1日(土)～8日(土)
8時30分～20時

山東支所・
伊吹・近江市民自治センター

4月1日(土)～8日(土)
8時30分～18時

柏原生涯学習センター

4月7日(金)、8日(土)
9時～17時

- 投票日に仕事や冠婚葬祭など何らかの用務で投票所へ行けない人は、期日前投票をしましょう。
- ※どの期日前投票所でも投票することができます。
 - ※選挙人の確認と投票事務がスムーズに進むよう、投票所入場券裏面の「期日前投票宣誓書」をあらかじめ記入の上、期日前投票所にお越しください。
 - ※18歳の誕生日の2日前までに投票する場合は不在者投票となります。

不在者投票

■ 病院等における不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、当該施設長が不在者投票管理者となり、当該施設で不在者投票ができる制度があります。この制度に該当する人で、本人の意思により不在者投票を希望する人は、施設の職員に申し出てください。

■ 滞在先(他の市町村)での不在者投票

出張や里帰りなどで市外に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。手続きに時間がかかりますので、早めに米原市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求してください。

■ 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで右の表に該当する人や、介護保険法上の要介護状態区分が要介護5の人は、自宅郵便等による不在者投票ができます。

この郵便等による不在者投票を行う場合は、あらかじめ市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。詳しくは、市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

障がいの種類	身体障がい者等級	戦傷病者等級
両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級	特別項症～第2項症
両下肢・体幹の障がい		特別項症～第2項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級	特別項症～第3項症
免疫の障がい	1級～3級	
肝臓の障がい	1級～3級	特別項症～第3項症

■ 新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている人は、特例郵便等投票が可能

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている人は、一定の要件を満たす場合、郵便等で投票ができます。ただし、**投票用紙の請求は4月5日(水)まで**です。詳しくは、市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

投票場所 投票日(4月9日)の市内の投票所は、次のとおりです。

投票区	投票所名	投票する区域
第1	甲津原交流センター	甲津原
第2	曲谷集会所	曲谷
第3	甲賀集会所	甲賀
第4	吉槻生活改善センター	吉槻
第5	下板並集会所	上板並、下板並
第6	大久保老人憩の家	大久保、小泉
第7	伊吹生活改善センター	伊吹
第8	上野会館	上野
第9	弥高集会所	弥高
第10	米原市役所伊吹市民自治センター	春照
第11	春照小学校体育館	高番、杉澤、伊吹ヶ丘、南川、村木、大清水
第12	藤川集会所	寺林、上平寺、藤川
第13	山東B&G海洋センター	長久寺、柏原、清滝
第14	大野木公民館	須川、大野木
第15	河内会館	梓、河内
第16	大原小学校体育館	市場、ヴィラ・ルシオール、夫馬、朝日、グリーンヒルズあさひ
第17	龍が鼻会館	烏脇、坂口、村居田、山東桜ヶ丘、平和台、グリーンタウン坂口
第18	野一色会館	井之口、野一色、小田、間田、坂田青成苑、すみれヶ丘
第19	山東幼稚園	天満、本市場、池下
第20	旧山東生涯学習センター	志賀谷、北方、菅江、山室、大鹿、加勢野
第21	本郷公民館	堂谷、本郷
第22	米原市役所山東支所	長岡、万願寺、西山
第23	ゆたに公民館	米原、米原ステーションタウン

今回の第5投票所の投票所は、「下板並集会所」となります。

投票区	投票所名	投票する区域
第24	梅ヶ原公民館	梅ヶ原、入江
第25	米原学びあいステーション(旧米原公民館)	米原西、下多良、賀目山
第26	多良公民館(旧和ふれあいセンター)	中多良、上多良、多良
第27	筑摩連沼会館	朝妻、筑摩
第28	磯公民館	磯
第29	樋口公民館	河南、樋口
第30	米原診療所	南三吉、三吉、西坂
第31	東番場会館	東番場、西番場
第32	醒井公民館	一色、醒井
第33	河南小学校体育館	枝折
第34	下丹生集会所	下丹生、上丹生
第35	世継会館	世継
第36	近江母の郷コミュニティハウス	宇賀野、飯、リーディング坂田、イースクエア坂田
第37	長沢公民館	長沢
第38	近江学びあいステーション(旧近江公民館)	舟崎、高溝、顔戸、近江ニュータウン重町
第39	岩脇公民館	岩脇、リパティエ近江
第40	新庄公民館	新庄、箕浦
第41	西円寺公民館	西円寺
第42	近江いきいき健康館	能登瀬、日光寺、寺倉
第43	多和田会館	多和田
第44	さくらが丘公民館	近江さくらが丘
第45	サンライズ近江会館	近江グリーンタウン、高溝東、サンライズ近江、近江母の郷ニュータウン、レイクサイド宇賀野

問 市 選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎53-5168 FAX 53-5148